

(大人のための)

なごや子どもの 権利条例

「子どもの権利」について、
一緒に考えてみませんか？

なごや子どもの権利条例



※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

子どもが自分の権利を信じて、
安心して育つことができるよう、
子どもの権利を守って、子どもの健やかな育ちを
社会全体で支えるまちをつくります。

“子ども”や“子どもの権利”についての考え方

- ・子どもは、児童の権利に関する条約に定められるあらゆる権利の主体です。
- ・子どもは、生まれながらにして一人一人がかけがえのない存在であり、周りの人々に大切にされ、愛され、信頼されることによって、自分に自信を持ち、安心して健やかに育つことができます。
- ・子どもは、自分の価値が尊重されることによって、他者の価値を尊重することができ、
- ・子どもは、子ども同士のふれあいや、様々な人、自然、社会そして文化との適切なかかわりを通じて、他を思いやる心を持ち、ルールを守るなどの社会性を身につけ、豊かな人間性と創造性を備え、他者共生し、自立することができます。
- ・子どもは、一人一人の発達段階に応じて、物事を考え、意見を言うことができます。
- ・子どもは、自分の権利を信じることや、自分の権利が保障されることで、主体的に生きることができます。

※参考 日本ユニセフ協会ウェブサイト



子どもの権利を守るために、“大人”に求められていること

- ・大人は、子どもの将来を見据えて、子ども一人一人の発達段階に応じた支援をし、子どもが自立した若者に成長するまでを見守ることが必要です。
- ・大人は、自分の言動が子どもに大きな影響を与えることを認識したうえで、子どもの手本となり、子どもから信頼される存在であることが求められます。

(なごや子どもの権利条例 前文より)



なごや子どもの権利条例の全ての文章はここから読めます
(PDFファイルがダウンロードされます)

全ての子どもには「権利」があります

① 安全に安心して生きる権利(第4条)

- 命が守られること。
- かけがえのない存在として、愛情及び理解をもってはぐくまれること。
- 健康な生活ができるとともに、適切な医療が提供されること。
- 虐待、体罰、いじめ等あらゆる暴力及び犯罪から守られること。
- あらゆる差別を受けないこと。
- 一人一人の発達段階にふさわしい生活ができること。
- 安全に安心して過ごすことができるための居場所があること。
- 権利が侵害されたときは、速やかに回復できるよう、適切な支援を受けられること。



② 一人一人が尊重される権利(第5条)

- 個人の価値が尊重されること。
- 自分の考えを自由に持ち、及び表現することができること。
- 信頼されるとともに、自分の考えが尊重されること。
- プライバシー及び名誉が守られること。
- 自分の持っている力を発揮できること。



③ のびのびと豊かに育つ権利(第6条)

- 学ぶこと。
- 遊ぶこと。
- 休息すること。
- 様々な人とふれあうこと。
- 自然とふれあうこと。
- 社会活動に参加すること。
- 多彩な文化活動に参加すること。



④ 主観的に参加する権利(第7条)

- 意見を表明する機会が与えられること。
- 自分たちの意見が尊重されること。
- 意見を表明するために、必要な情報の提供
その他必要な支援を受けられること。



子どもが安心して健やかに育つために、大人は子ども の権利を守って、社会全体で子どもたちを支えます

(※) 保護者の役割

- 子どもの養育及び発達に家庭が果たす役割を理解し、必要な支援を受けながら、子育てに責任を持ち、子どもを守り育てます。
- 子どもの健やかな育ちのため、子どもにとっての最善の方法を考えて、子ども一人一人の発達段階に応じた養育に努めます。

(第10条)

※親及び里親その他親に代わり子どもを養育する者



学校等関係者の役割

- 子ども一人一人の発達段階に応じ、子どもが主体的に学び育つことができるよう、必要な支援に努めます。
- 虐待、体罰、いじめ等から子どもを守るため、その解決に向け、関係機関と連携します。
- 子ども一人一人の発達段階に応じ、子どもが子どもの権利について理解し、自分の意見を表明することができるよう、必要な支援に努めます。

(第12条)

共通の役割

- 子どもの権利を保障するために、連携し、協働します。
- 子どもが他者の権利を尊重することができるようになるために必要な支援をします。
- 保護者が子どもの養育及び発達に関する責任を果たすために必要な支援をします。

(第8条)



市の役割

- 国、他の地方公共団体及び関係機関と連携・協働し、子どもに関する施策を実施します。
- 保護者、地域住民等、学校等関係者、事業者がそれぞれの役割を果たすことができるよう支援します。

(第9条)

地域住民等の役割

- 子どもの豊かな人間性が地域の人、自然、社会及び文化とのかかわりの中ではぐくまれることを認識し、子どもの育ちを支援するよう努めます。
- 虐待等あらゆる暴力及び犯罪から子どもを守るため、安全で安心な地域づくりに努めます。
- 子どもが地域社会の一員であることを認識し、子どもとともに地域活動を行うよう努めます。

(第11条)

事業者の役割

- 子どもの健やかな育ちを支援するため、その社会的影響力及び責任を認識した事業活動を行うとともに、社会的自立に向けた就労支援、人材育成及び社会人教育を行います。
- 子どもを養育する従業員が仕事と子育てを両立できるよう、職場の環境づくりに努めます。
- 仕事と子育てを両立できる働き方について、従業員の意識の向上を図り、従業員に対し、子どもや子育て家庭を支援する取り組みへの参加や協力を促すよう努めます。

(第13条)

くわしくは次のページ

名古屋市はこんな 取り組みをしています

子どもの権利の保障や
子どもに関する施策に
について、調査研究を行います。(第19条)

虐待、体罰、いじめ等の防止、相談、
救済に取り組みます。(第14条)

保護者が子どもの養育及び発達に
関する第一義的な責任を果たすことが
できるよう、子育て家庭を支援する
ネットワークづくりを進めるなど、
子育て家庭の支援を行います。(第16条)

子どもが主体的に参加し、意見を
表明する機会をつくり、子どもの
意見を尊重します。(第17条)

子どもが安全に安心して過ごせる居場所や、自然及び
地域社会とのかかわりの中で豊かに育つことのできる
遊び場や体験の場をつくります。
子どもが社会とのかかわりの中で他者と共生し、自立
していくために必要な支援をします。(第15条)

子どもの権利について市民の
関心を高め、その普及を図るために
広報活動をします。(第19条の2)

子どもに関する施策の推進は、
若者の自立支援に関する施策
その他関連施策と一体的に
推進します。(第18条)

子どもに関する施策の計画を立て、子どもを
支えるための取り組みを進めます。(第20条)

子どもを社会全体で支援する
ため、総合的な拠点施設を
設置しています。(第22条)

子どもの権利を守るための相談室
「なごもっか」を設置しています。

詳しくは次のページ▶

子どもの権利を守るために相談室「なごもっか」

名古屋市には、「名古屋市子どもの権利擁護委員条例」に基づく、子どもの権利を守るために相談室「なごもっか」があります。なごもっかは、「子どもの最善の利益」(その子どもにとって一番良いことは何か)を考えながら活動します。なごもっかは、子どもが自分の意見を言えるように話を聞き、ともに考え、子どもの気持ちを尊重した解決を目指します。

大人用電話番号

052-211-8640

子ども専用フリーダイヤル

はなしきくよ
0120-874-994

会いに来ても、
手紙でも相談できます

〒461-0005
名古屋市東区東桜一丁目13番3号
NHK名古屋放送センタービル6階

FAXでも相談できます

052-211-8072



なごもっか Twitterアカウント
@NagomokkaNagoya



なごもっか



子どもの権利相談室 なごもっか
マスコットキャラクター「なごもん」

相談する

電話

FAX

会って

手紙



ひみつは守ります

本人の同意がなければ、親、
学校、その他なごもっか以外の
人には相談内容を伝えません。



※子どもの権利に関わることであれば、大人も相談できます

一緒に考える

子どもの気持ちや意見をじっくり聞きます。



調べる・協力する

【調査・調整】
子どもの権利擁護委員が関係する人たちに
話を聞いたり、協力ををお願いします。

子どもの代わりに気持ちや
意見を伝えることも出来ます



勧告・要請

もっとよくしていくために他の
機関に対して対応や制度の改善
を求めるすることもできます。



(発行 令和4年10月)

名古屋市子ども青少年局企画経理課(市役所本庁舎2階)

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

TEL:052-972-3081 FAX:052-972-4437 電子メール:a3081@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp



名古屋市子ども青少年局
Twitterアカウント
@Kodomo_Nagoya